

修学旅行関係事業者等各位

沖縄県修学旅行推進協議会会長
(沖縄県文化観光スポーツ部観光政策統括監)
(公 印 省 略)

安全・安心な修学旅行等の実施及び受入れにかかる注意喚起及び御協力をお願い

沖縄県では、沖縄への修学旅行が本県の観光振興に果たす役割の重要性に鑑み、県内関係者が緊密に連携し、沖縄への修学旅行をさらに発展させるため、沖縄県修学旅行推進協議会を開催しております。

先月、高等学校の校外活動で県外から沖縄を訪れていた高校生が乗船する船舶が転覆し、死傷者が出る重大な船舶事故が発生しました。

上記の事故については、現在、詳細な調査等が実施されているところですが、今後、このような事故の再発防止及び修学旅行をはじめとした沖縄観光における安全を確保するため、留意いただきたい点について下記のとおりお知らせしますので、御対応及び関係者等へ広く周知頂きますよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 修学旅行を受入れる宿泊、交通、体験等の各事業者においては、自らの安全管理マニュアル等の内容について、法令等に基づき安全性が確保されているか、その実施内容が適切であるかについて再確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていただきたいこと。
- 2 旅程管理を行う旅行会社においては、各体験プログラム、マリトレジャー（正規の届出のある事業者を利用）などを実施する際の事前の安全管理に関する確認を行っていただきたいこと。
- 3 体験プログラムを学校が個別に手配する場合においても、プログラムの内容や安全管理体制について学校側に確認を促すことを含め、旅行会社による適切な助言や注意喚起を行うなど、旅程管理の面から万全を期していただきたいこと。
- 4 船舶を利用するプログラムの場合においては、令和 6 年の海上運送法改正の趣旨を踏まえ、当該船舶運航事業者が同法に基づく船舶運航事業の許可、登録又は届出を受けているかなど、関係法令に適合しているかについて、あらかじめ確認を行っていただきたいこと。

- 5 マリンレジャーに関する体験プログラムを利用する場合には、水難事故を防ぐため、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく沖縄県公安委員会が指定する安全対策優良海域レジャー提供業者（マル優業者）の利用が推奨されること。
- 6 事故発生時等、緊急時の連絡体制について確実に機能するか再確認を行っていただきたいこと。
- 7 今般の事故を受けて文部科学省から全国の教育委員会等に発出された通知（「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」令和8年4月7日付文部科学省初等中等教育局長等通知）の内容を踏まえ、適切に対応していただきたいこと。

以上

■添付資料

- 1 海上運送法等改正に関する資料（令和6年3月）
- 2 水上安全条例（沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例）改正に関する資料（令和8年3月）
- 3 「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和8年4月7日付8文科初第58号各都道府県教育委員会委員長等宛文部科学省初等中等教育局長等通知）

（お問い合わせ）

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課

TEL: 098-866-2764

MAIL: aa057137@pref.okinawa.lg.jp